

2015年
10月1日施行

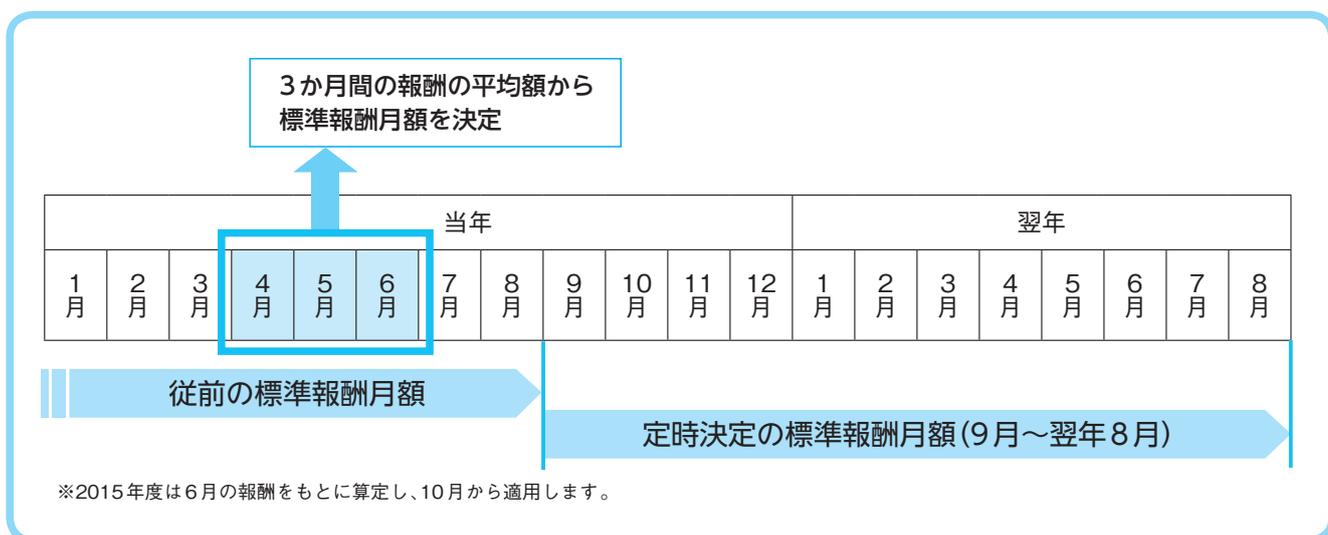
標準報酬制について 〔定時決定〕

定時決定とは、年1回、7月1日において組合員である者の全員を対象に標準報酬月額の見直しを行うことをいいます。ただし、次の者は定時決定から除きます。

- ① 6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した者
- ② 4月以降に昇格(給)や諸手当の異動により報酬が変動し、随時改定が7月、8月、9月のいずれかの月から行われる者
- ③ 7月、8月、9月のいずれかの月から、育児休業等終了時改定及び産前産後休業終了時改定が行われる者

●定時決定の方法と有効期間

定時決定は、4月から6月に受けた報酬(給料及び諸手当(期末・勤勉手当を除く))の総額の平均額(報酬月額といいます。)を標準報酬等級表にあてはめて決定します。決定された標準報酬月額はその年の9月から翌年の8月まで適用されます。

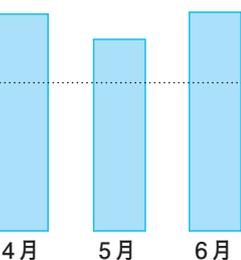


●支払基礎日数

その月の報酬の支払対象となった日数を「支払基礎日数」といい、報酬月額は原則としてこの支払基礎日数が17以上の月を対象として算定します。なお、支払基礎日数は、勤務を要しないとされている週休日を除いた日数となります。

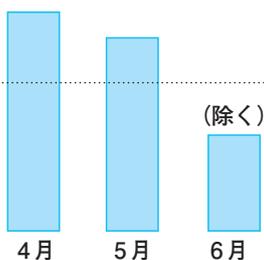
定時決定は4月から6月が算定基礎月となりますので、この間に支払基礎日数が17日未満の月があればこれを除いて算定することとなります。

〈例〉 ① 支払基礎日数が3か月とも17日以上るとき



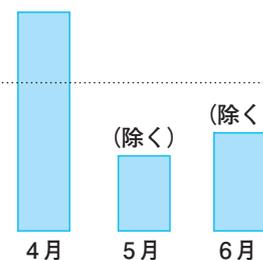
① 報酬月額 = 4月・5月・6月の報酬の合計額 ÷ 3

② 6月の支払基礎日数が17日未満のとき



② 報酬月額 = 4月・5月の報酬の合計額 ÷ 2

③ 5月と6月の支払基礎日数が17日未満のとき



③ 報酬月額 = 4月の報酬額

<お問合せ先> 総務課 TEL 082-545-8222